

京都・城陽カンパニーネットワーク会則

(名 称)

第1条 京都・城陽カンパニーネットワーク事業（以下「ネットワーク」という。）に係る活動に関し、このネットワーク会則を定める。

(目 的)

第2条 積極的に事業を展開しようとする企業が自らの強みの強化、弱みの補完・克服をめざすため、企業や金融機関、中小企業支援機関等と交流することで、最新情報（補助金、雇用等施策）収集や企業間取引、共同開発等の交流促進のきっかけづくりの場（機会）をつくり、城陽の盛り上げ役となる企業の促進を目的とする。

(事 業)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) ネットワーク事業の開催

①内 容

- ・勉強会等：専門家等を講師とする基調講演、特定分野の研究会等
- ・交流連携：会員による連携具体事例等のプレゼン、会員等報告会
- ・中小企業支援機関、金融機関の各種制度・イベント等紹介

②開催方法

- ・開催日程：年数回程度開催（関係機関との共催事業を含む）
- ・会 場：城陽市内（予定）

(2) JCN ML（ジョーカンネット メーリングリスト）の構築

- ・市、会議所、関係機関の施策、関連情報等の配信や、企業相互間のコミュニケーションツールとしても活用。

(会員等)

第4条 城陽市内に事業所等を有する中小企業者で、以下のいずれかに該当し、入会申込書を提出した者とする。

- ・「ジョーカン」掲載企業
- ・新規立地企業（新市街地・白坂）
- ・わくわく体験・体感事業 実施事業者
- ・創業支援補助金採択事業者
- ・中小企業等支援機関
- ・その他本会の目的に賛同し、市が入会を適当と認める企業等

2 本会の目的を達成するために以下の協力機関へ協力を求める。

- ・大学
- ・金融機関
- ・中小企業支援機関

(会 費)

第5条 原則として無料とする。ただし、活動内容により実費を徴収することがある。

(事務局)

第6条 本会の事務は城陽市・城陽商工会議所で行い、事務局は城陽市役所まちづくり
活性部商工観光課に置く。

住所 〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

電話 0774-56-4018 FAX 0774-56-3999

Eメール shoko@city.joyo.lg.jp

(附 則)

この会則は、平成29年8月8日から施行する。